

条例の概要

1 条例の名称

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例

2 制定の必要性

平成14年7月、宮崎県内の入浴施設で死者7名を含む295名のレジオネラ症集団感染が発生したことから、県内の入浴施設におけるレジオネラ症の集団発生を未然に防止するため、旅館、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設等の設置者に対し、入浴施設における衛生管理の基準や利用者が安心して入浴するために必要な情報提供等を義務づけるとともに、設置者が義務や命令等に従わない場合等において使用中止を命じることができることなどを内容とした条例を制定する必要がある。

3 内容

(1) 目的（第1条関係）

入浴施設に関する衛生管理の徹底を図ることにより、レジオネラ症の発生を防止し、もって県民の健康を守ることを目的とする。

(2) 対象施設（第2条関係）

旅館、公衆浴場、医療施設、社会福祉施設等のうち入浴施設を有する施設を対象とする。

(3) 入浴施設における衛生管理に係る基準として、構造設備の基準及び維持管理の基準等を定める。（第3条、第4条関係）

構造設備の基準

貯湯槽や循環式浴槽におけるろ過器、気泡発生装置等の構造設備の基準を定める。

維持管理の基準

貯湯槽、浴槽や循環式浴槽におけるろ過器等の維持管理の基準を定める。

水質の基準及び水質検査の実施

浴槽水等の水質の基準を定めるとともに、水質検査を実施させる。

掲示等

水質検査の結果の掲示（義務）

入浴施設の構造及び浴槽の換水、浴槽水の消毒の実施状況等衛生管理に関する事項の掲示及び利用者に対する説明（努力義務）

(4) 施設の設置者が義務、命令等に従わない場合等の措置（第5条 - 第8条関係）

報告の要求及び立入検査

知事は、必要があると認めるときは、施設の設置者に対し必要な事項を報告させたり、職員に施設に立ち入り、維持管理や水質検査の実施状況等を検査させることができる。

改善命令

知事は、衛生管理に係る基準に違反していると認めるときは、当該施設の設置者に対し必要な措置をとるべきことを命令できる。

使用の中止

知事は、施設の設置者が 又は に応じない場合には、当該設置者に対し入浴施設の使用の中止を命令できる。

公表

知事は、使用の中止を命じたときは、当該施設の名称、所在地及び使用中止を命じた理由について、公表する。

(5) 施行期日及び経過措置

施行期日

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、維持管理の基準の一部に関しては、平成17年4月1日から施行する。

経過措置

構造設備基準に関しては、施行日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用する。